第千八百九十九号

十一月六日

腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定.......六一九

家畜伝染病の発生.....

目

次

示

平成二十年

# 山梨県告示第四百七十一号

木

### 日

# 曜 第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

する区域を次のとおり指定する。 平成二十年十一月六日

指定区域

## 山梨県知事

横

内

正

明

中島、 原、古川跡、下河原、下町、東片山及び西上町の区域に限る。) の区域 横屋、シモ田、片山、明見、東明見、西明見、今宮東、今宮、今宮裏、土畑、 中沢西、御屋敷、榎田、随田、阿弥陀堂、沢越、秀森前及び夕矢場の区域に限る。)、 南の区域を除く。)、下井尻 ( 狐塚、石原、亀田、沓抜、天神原、中沢大堰下、雪畑、 村上西、今田及び梅木田の区域に限る。)、小原西 (梅木田、相反保、立石、東二本 大井俣の区域に限る。) 及び北 (仲町、界、東上町、馬場町、東出口、北田、沢田、 三ヶ所 (野田の区域に限る。)、上ノ割 (梨木の区域に限る。)、南 (赤川、中島及び 木及び南反保の区域に限る。)、七日市場 (権現窪、金山、赤髭、立石及び東宮ノ前 立石、西ノ原、白山、樋口、西二本木、間反保、南反保、東二本木、西川、八王子、 石森(不動林、上手原及び吉原の区域に限る。)、東(荒神山、下河原、下田、妙見、 山梨市上神内川 (東原、東小路、原林、金山、神戸及び松原の区域に限る。)、上 東田、御堂淵、中河原及び観音山の区域に限る。)、小原東 (大泉庵、原堰、

### 指定家畜の種類

六三

六〇

六〇

六〇 六九九

指定区域で飼育されているみつばち

#### Ξ 指定の概要

指定期間 平成二十年十月十五日から当分の間

### 兀

の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならな 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長その他必要な事項

#### 山梨県知事 横 内 正 明

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十年十一月六日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

山梨県告示第四百七十号

告

示

漁業法による水産動植物の取扱いの制限.

監査の結果に基づく措置状況.

の他

監査委員

公共測量の実施......

道路の供用開始...... 道路の区域変更.....

公

告

腐 蛆 <sup>そ</sup> 病	病の種類
ちみつば	種家類 畜の
患畜	患畜の区分
_	群 発 数 生
山梨市三ヶ所	発
	生
	場
	所
日    日    日    日    日    日    日    日	発
	生
	年
自	月
五	日

## 山梨県告示第四百七十二号

所において、この告示の日から平成二十年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 横 内 正

明

平成二十年十一月六日

県 公 報 第千八百九十九号 平成二十年十一月六日

Щ

梨

六九九

県道

Щ

甲府笛吹線

Ξ 道路の区域

区間	の 旧別 新	(メートル)敷地の幅員	(メートル) 長
笛吹市石和町東高橋字梅の木一三四番の三	旧	七· - -	>.1101
<b>笛欠り「ロリア・ラット」 「「ひっ地先から」</b>		七・四	
地先まで地先まで「一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一	新	八·六	>.1101
		八.八	

### 山梨県告示第四百七十三号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 所において、この告示の日から平成二十年十一月二十七日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 平成二十年十一月六日

山梨県知事 横 内 正 明

県道 線 山	種 道 類 の 路
線山保久那土	線名
八七五五番の一地先まで西八代郡市川三郷町山保字横道八七四七番の一地先から西八代郡市川三郷町山保字横道西八代郡市川三郷町山保字横道	区間
- 〇 六 五	(メートル) 長
一〇六・五 平成二十年	期日開始の

#### 公 告

### 公共測量の実施

第一項の規定により、平成二十年十月二十一日付けで甲府市上下水道事業管理者から次 のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十年十一月六日

山梨県知事 横 内

正

明

作業種類 公共測量 (航空写真撮影)

作業期間 作業地域 平成二十年十二月一日から平成二十一年三月三十一日まで 甲府市の一部、 甲斐市の一部、 中央市の一部及び中巨摩郡昭和町

#### 監 查 委 員

## 山梨県監査委員告示第十五号

査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、

監

平成二十年十一月六日

同同同 山梨県監査委員 中横

清 本水込森 邦武孝良 由則元照

棚

1 監查執行年月日 平成20年6月16日

2 監查対象期間 平成19年度

3 指摘事項 給与の資金前渡職員口座について、著しく不適切な事務処理が

あった。

4 講じた措置 改善すべき具体的な事項については、改善を図った。

今後は、財務に関する事務の適正な執行に努める。

#### そ の 他

# 山梨県内水面漁場管理委員会指示第十一

いう。以下同じ。) の取り扱いを次のとおり制限する。の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ (マゴイ及びニシキゴイを) 第六十七条第一項及び第百三十条第四項

平成二十年十一月六日

山梨県内水面漁場管理委員会

会 長 北 村 眞

### 指示内容

1 放流の制限

限りでない。 群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的でする場合は、この該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ本県内において、コイの放流 (再放流を除く。) をしてはならない。ただし、当

2 持ち出しの制限

限りでない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的でする場合は、このならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的でする場合は、この本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出しては

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面 (区画漁業権漁場を除く。)

三 指示の期間

平成二十年十一月十七日から平成二十一年十一月十六日まで

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号